

沖縄市地球温暖化対策実行計画

第3次計画

(令和元年度～令和5年度)

沖縄市

令和2年3月

第1章 実行計画の背景	
1-1 計画策定の背景	1
1-2 地球温暖化問題とは何か	2
1-3 地球温暖化による影響	3
第2章 計画の基本事項	
2-1 実行計画の目的と意義	4
2-2 基準年度、計画期間、目標年度	4
2-3 実行計画の対象とする温室効果ガス	5
2-4 実行計画の対象とする事務・事業及び組織・施設の範囲	5
2-5 温室効果ガスの算定方法について	7
第3章 温室効果ガス（CO ₂ 他）の排出状況と削減目標	
3-1 エネルギー等の使用状況	8
3-2 温室効果ガスの排出状況	8
3-3 温室効果ガスの部門別排出量	9
3-4 温室効果ガスの要因別排出量	9
3-5 計画の目標	10
第4章 取り組みの方針と具体的事項	
4-1 取り組みの方針	12
4-2 職場での取り組み	12
(1) 施設や物品の使用・管理に関する取り組み	12
(2) 公用車利用に関する取り組み	13
(3) グリーン購入に関する取り組み	13
(4) 公共事業に関する取り組み	14
(5) 職員一人ひとりの取り組み	14
4-3 家庭での取り組み	15
(1) 家庭内での取り組み	15
(2) 地域での取り組み	15
第5章 計画の推進と点検・評価・公表	
5-1 推進の方針	18
5-2 推進体制と役割	18
(1) 推進統括者	18
(2) 推進本部	18
(3) 部会	18
(4) 全職員	18
5-3 計画推進の流れ	19
(1) 計画 (Plan)	19
(2) 実施 (Do)	19
(3) 点検 (Check)	19
(4) 改善 (Action)	19
実行計画推進組織図	20
5-4 実施状況等の調査・集計の流れ	21
5-5 職員に対する意識啓発等	21

5-6 計画の実施状況の公表	2 1
5-7 各所管課の役割	2 2
(1) 各部局の筆頭課等	2 2
(2) 物品等の集中調達所管課等	2 2
(3) 庁舎等の管理所管課	2 2
(4) 文書管理システム、情報システムの管理所管課	2 2
(5) 職員の研修及び庁内組織の所管課	2 2
(6) 公共工事及び市公共施設的设计等を所管する課	2 2
(7) 市予算を統括する課	2 2
(8) 環境課	2 2

第1章 実行計画の背景

1-1 計画策定の背景

今日、私たちは地球規模の環境問題に直面しています。私たちが行う日ごろの事業活動や日常生活においても地球への負荷が増大し地球環境に影響を及ぼします。特に環境問題で問題視されているのが地球温暖化です。その最大の原因は化石燃料の消費に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの増加と考えられています。地球温暖化が進行することで、動植物の生態系や食糧生産への影響、異常気象の増加など私たちの生活に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

地方公共団体は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温暖化対策の取り組みを定めた温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画の策定と実施状況の公表が義務付けられました。本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を目的として、平成21年に「沖縄市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成26年度に改訂しました。

【世界の動向】：2015年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的な取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」において、パリ協定が合意されました。これは、1997年に定められた京都議定書の後継となるもので、温室効果ガスの主要排出国を含む多くの国が参加。締結国だけで、世界の温室効果ガス排出量の約86%、159か国・地域をカバーするものとなっています（2017年8月時点）。また、2015年9月に開催された国連サミットにおいては、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、SDGsが掲げられました。

【国の動向】：我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

国及び本市の状況変化や第2次となる現在の「沖縄市地球温暖化対策実行計画」の計画期間満了に伴い、これまでの計画を見直し、新たに「沖縄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第3次計画」を策定しました。

～ 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋） ～

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

11～12 (略)

SDGs (エス・ディ・ジーズ) とは

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的な目標です。

1-2 地球温暖化問題とは何か

地球は、太陽光によって直接暖められますが、暖められた地球からも反射や輻射熱が放出されます。大気に含まれる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスは、輻射熱を一部吸収し、再び地表に放射するため、急激な温度変化もなく、地球全体の平均気温は約15℃に保たれています。

18世紀後半以降の産業の発展に伴う石油、石炭等の大量消費によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加したため、熱の吸収・放射が多くなった結果が温暖化現象です。地球温暖化の原因になっている温室効果ガスには様々なものがありますが、化石燃料の燃焼等による二酸化炭素が最大の原因で、人為的要因であることはほぼ疑いの余地はないとされています。

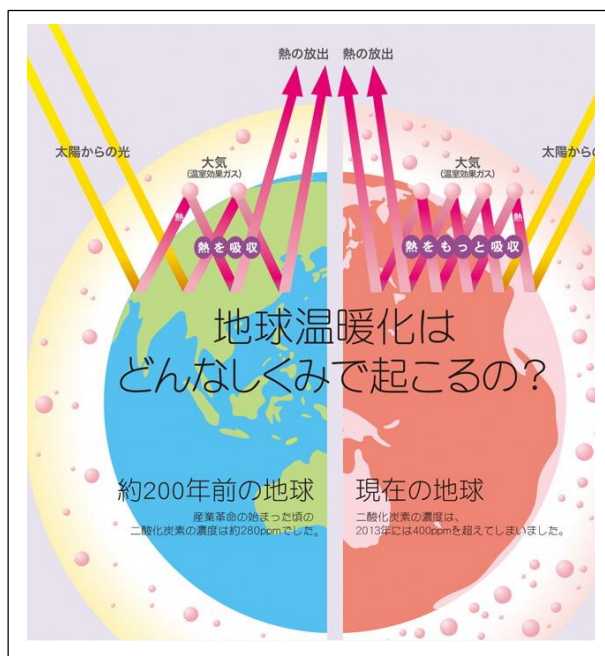


図1. 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

1-3 地球温暖化による影響

2014年、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、このままでは2100年の地球の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも平均1.0℃（予測の幅は0.3～1.7℃）の上昇、最も多い場合は平均3.7℃（予測の幅は2.6～4.8℃）上昇するとしています。地球温暖化による影響は、気温の上昇に端を発し、様々な予測がなされています。このような変化は徐々に表面化するため、なるべく早急な対応が必要です。

～ 沖縄県における地球温暖化の影響予測の例 ～

◆自然災害

台風の大規模化、大雨による降水量の増加が予測されています。もともと自然災害の多い状況であり、その上、地球温暖化によりさらにリスクが増加する事が懸念されます。

- ・河川氾濫：大雨による降水量の増加による河川氾濫の増加。
- ・高潮高波：海面上昇による高潮、高波による氾濫の危険度が高まる恐れ。
台風の強大化による高潮、高波による氾濫の危険度が高まる恐れ。
- ・土砂災害：大雨による降水量の増加による土砂災害リスクが高まる恐れ。

◆健康

気温上昇に伴い、熱中症のリスクが高まります。また、沖縄県は熱帯・亜熱帯地域に地理的に近い事からコレラなどの水系感染症やデング熱などの蚊媒介性感染症のリスクの増加が懸念されます。

- ・熱中症：熱ストレス死亡率は、21世紀末で最大現在の7倍になることが予想
熱中症患者が増加、特に、高齢者などが屋内で熱中症となる事例が増加
- ・感染症：ネッタイシマカ等の感染症を媒介する蚊が侵入してくる恐れ
食中毒などの感染症のリスクが高まる恐れ

◆農業・林業・水産業

気温上昇に伴い、農業・林業・水産業の生産活動への影響の恒常化が懸念されます。

- ・畜産：暑さで家畜が死んだり、乳量や産卵率が減少するなどの生産性が低下
- ・野菜：葉物の収量が少なくなったり、葉先枯れが増加
- ・熱中症：高齢者の割合が高い農林水産業従事者の熱中症となる事例が増加

◆自然生態系

気温上昇に伴い、熱帯系の生物の侵入・定着が懸念されます。また、海面上昇に伴い砂浜や干潟のほかマングローブ域への影響が懸念されます。

- ・砂浜干潟：海面上昇に伴い砂浜や干潟の消失
- ・水鳥：海面上昇に伴い干潟の消失により水鳥の生息地の消失
- ・サンゴ：海水温上昇・海洋の酸性化によるサンゴ礁の消失

出典：沖縄県 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成27年度）

第2章 計画の基本事項

2-1 実行計画の目的と意義

沖縄市役所の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、併せて市内の事業者や市民などへの地球温暖化防止行動を促すことを目的とします。

- 沖縄市域の温室効果ガスの排出の抑制に寄与します。
- 省エネや省資源の取り組みにより、事務経費（光熱費等）の削減に寄与します。
- リサイクルやグリーン購入の推進により、循環型社会の構築に寄与します。

2-2 基準年度、計画期間、目標年度

実行計画の基準年度、計画期間、目標年度は次のとおりとします。基準年度は、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを把握可能な直近年度とします。

なお、実行計画の達成状況のほか、社会的情勢や国の施策の動向を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

- 基準年度： 平成30年度
- 計画期間： 令和元年度から令和5年度までの5年間
- 目標年度： 令和5年度

<前計画の概要>

- 基準年度： 平成25年度
- 計画期間： 平成26年度から平成30年度までの5年間
- 目標年度： 平成30年度

2-3 実行計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条3項には7物質の温室効果ガスが規定されています(表1参照)。7物質のうち、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)については排出量の算定が困難であること、またメタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)は温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことから、前計画より、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は、二酸化炭素(CO₂)のみとしています。温室効果ガスの種類や性質などは表1のとおりです。

表 1. 温室効果ガスの特徴

温室効果ガス	性質	用途、排出源
二酸化炭素(CO ₂)	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン(CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素(N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFC(ハイドロフルオロカーボン)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
PFC(パーフルオロカーボン)	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF ₆ (六フッ化硫黄)	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF ₃ (三フッ化窒素)	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

2-4 実行計画の対象とする事務・事業及び組織・施設の範囲

この計画の対象範囲は本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織・施設指定管理者制度による事務及び事業についても含むものとします。ただし、その他外部へ委託等による事務及び事業は対象外とします。この場合においては、受託者へ温室効果ガス削減に向けた配慮を要請していくものとします。具体的な施設については表2のとおりです。

表2の注釈

- ※1 令和2年度より「上下水道局」に名称変更。
- ※2 令和2年度より「上下水道部下水道課」に名称変更。
- ※3 令和2年度より「上下水道部管理課」に名称変更。
- ※4 令和2年度より5施設となる。

表 2. 対象施設一覧 (令和元年度)

庁舎	本庁舎	総務部、企画部、市民部、健康福祉部、こどものまち推進部、経済文化部、建設部、会計課、沖縄市選挙管理委員会事務局、沖縄市議会事務局、沖縄市監査委員事務局、沖縄市農業委員会事務局、その他	
	教育委員会	教育部、指導部	
	消防本部	消防本部、山内出張所、泡瀬出張所	
	水道局 ^{※1}	水道局 ^{※1}	
市長部局 出先機関	総務部	総務課	戦後文化資料展示館ヒストリート
	市民部	平和・男女共同課	男女共同参画センター
	健康福祉部	ちゅいしいじい課	福祉文化プラザ、社会福祉センター
		市民健康課	保健相談センター
	こどものまち推進部	こども家庭課	あげだ児童館、母子生活支援施設、福祉文化プラザ児童センター、体験学習施設やまっち、宮里児童センター
		こども相談・健康課	かりゆし交流センターつくし園
		保育・幼稚園課	幼稚園(16施設)、保育所(7施設 ^{※4})、あげぼの子育て支援センター
	経済文化部	文化芸能課	芸能館、エイサー会館
		企業誘致課	モバイルワークプラザ、テレワークセンター、ITワークプラザ 雇用促進等施設
		商工振興課	ゆらていく広場
建設部	建築・公園課	都市公園(118公園)、海邦緑地	
教育委員会 出先機関	教育部	中央公民館	中央公民館
		市民スポーツ課	市民スポーツ課
		市立図書館	市立図書館
		郷土博物館	市立郷土博物館
		生涯学習課	生涯学習課事業運営施設
	指導部	給食センター	第一調理場、第二調理場、第三調理場、諸見調理場
		青少年センター	青少年センター
		教育研究所	市立教育研究所
		小学校、中学校	小学校(16施設)、中学校(8施設)
	指定管理	市民部	市民生活課
健康福祉部		高齢福祉課	老人福祉センター寿楽園、老人福祉センターかりゆし園
経済文化部		商工振興課	商工業研修等施設
		文化芸能課	市民会館、市民小劇場あしびなー、ミュージックタウン音市場
		農林水産課	農民研修センター、産業交流センター、市民ふれあい農園、泡瀬パヤオ交流広場
建設部		建築・公園課	都市公園(コザ運動公園)、都市公園(八重島公園)
教育部		市民スポーツ課	沖縄市立総合運動場体育館施設
企画部	プロジェクト推進室	沖縄こども未来ゾーン、沖縄アリーナ	
その他	防災課 : 防災無線 環境課 : 沖縄市霊園・納骨堂 商工振興課 : 沖縄市中央公共駐車場・コザ十字路口広場 下水道課 ^{※2} : 美里ポンプ場・桃原ポンプ場・知花第1・2ポンプ場・ポンプ所 水道部管理課 ^{※3} : 胡屋配水池・高原配水池・松本配水池・大里配水池・八重島配水池・八重島第二配水池・与儀分岐点・高原分岐点・松本分岐点・山里配水ポンプ場・与儀配水ポンプ場・配水ブロック		

2-5 温室効果ガスの算定方法について

温室効果ガス排出量は、実行計画の対象となる事務・事業及び組織・施設の範囲について「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた排出係数を用いて、二酸化炭素排出量に換算して算定するものとします。

(1) 算定条件：燃料の使用による二酸化炭素発生量

施行令第3条の算定方法に基づき、温室効果ガス総排出量を以下の計算式で算定します。

燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）の排出量算定

$$\begin{array}{ccccccc} \text{CO}_2 \text{ 排出量} & = & \text{燃料使用量} & \times & \text{単位発熱量} & \times & \text{排出係数} & \times & 44/12 \\ (\text{kg-CO}_2) & & (\text{L 等}) & & (\text{MJ/L 等}) & & (\text{kg-C/MJ}) & & (\text{kg-CO}_2/\text{kg-C}) \end{array}$$

(2) 算定条件：電気の使用による二酸化炭素発生量

電気の使用に伴う係数については、環境省より毎年度公表される「電気事業者別の二酸化炭素排出係数」の沖縄電力株式会社の実排出係数を用いることとします。

電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO₂）の排出量算定

$$\begin{array}{cccc} \text{CO}_2 \text{ 排出量} & = & \text{電気使用量} & \times & \text{排出係数} \\ (\text{kg-CO}_2) & & (\text{kWh}) & & (\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) \end{array}$$

第3章 温室効果ガス（CO₂）の排出状況と削減目標

3-1 エネルギー等の使用状況

沖縄市役所における平成30年度（基準年度）のエネルギー使用量等の実績は、表3のとおりです。

表3. エネルギー使用量等実績

調査項目	単位	本庁	消防	水道	幼小中校	出先等	指定管理	全施設	
燃料使用量	ガソリン	L	54,343	31,139	7,567	0	6,200	21,973	121,222
	灯油	L	140	2,926	0	0	7,353	22,000	32,419
	軽油	L	15,468	10,775	302	0	12,191	15,972	54,708
	A重油	L	0	2,566	201	0	262,141	0	264,908
	液化石油ガス (LPG)	kg	187	547	67	965	15,435	4,103	21,304
電気使用量	kWh	2,922,451	370,316	333,400	10,503,973	5,980,487	4,700,153	24,810,780	

3-2 温室効果ガスの排出状況

沖縄市役所における平成30年度（基準年度）の温室効果ガスの排出状況は、二酸化炭素換算で18,454 t-CO₂です（表5参照）。二酸化炭素の排出量を要因別にみると、電気の使用によるものが93.0%を占め、次いでA重油3.88%、ガソリン1.52%、軽油0.76%、灯油0.43%、液化石油ガス0.34%となっています。

○ 平成30年度の温室効果ガス総排出量は 18,454 t-CO₂

表4. 温室効果ガスの排出量

(t-CO₂)

調査項目	本庁	消防	水道	幼小中校	出先等	指定管理	合計	構成比 (%)
燃料使用量	ガソリン	126.2	72.3	17.6	0	14.4	281.5	1.52
	灯油	0.3	7.3	0	0	18.3	80.7	0.43
	軽油	39.9	27.9	0.8	0	31.5	141.4	0.76
	A重油	0	7.0	0.5	0	710.3	717.8	3.88
	液化石油ガス (LPG)	0.6	1.6	0.2	2.9	46.3	63.9	0.34
電気使用量	2,022.3	256.4	230.7	7,268.7	4,138.5	3,252.5	17,169.1	93.03
総排出量	2,189.3	372.5	249.8	7,271.6	4,959.3	3,411.9	18,454.4	100.0

※表示未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

3-3 温室効果ガスの部門別排出量

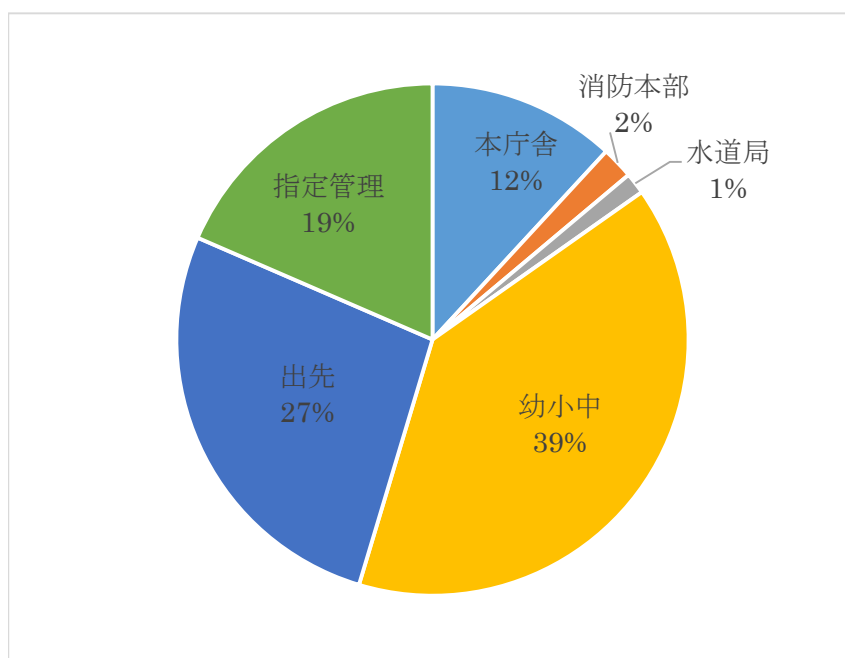
沖縄市役所における平成30年度（基準年度）の温室効果ガス排出量を部門別にみると表5、図2のとおりです。幼小中校からの温室効果ガス排出量が多く、全体の39.4%と高い割合を示しています。

表5.部門別温室効果ガス排出量

調査項目	本庁	消防	水道	幼小中校	出先等	指定管理	全施設
総排出量 (t-CO ₂)	2,189.3	372.5	249.8	7,271.6	4,959.3	3,411.9	18,454.4
構成比 (%)	11.86	2.01	1.35	39.40	26.87	18.48	100.0

※表示未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

図2.部門別温室効果ガス排出量占有率



3-4 温室効果ガスの要因別排出量

温室効果ガスの要因別排出量をみると、電気使用によるものが93.04%を占め、次いで燃料使用によるものが6.96%となっています（表6参照）。

表6. 温室効果ガスの要因別排出量

要因	総排出量(t-CO ₂)	構成比(%)
燃料の燃焼	1,285	6.96
電気使用	17,169	93.04
総排出量	18,454	100.00

3-5 計画の目標

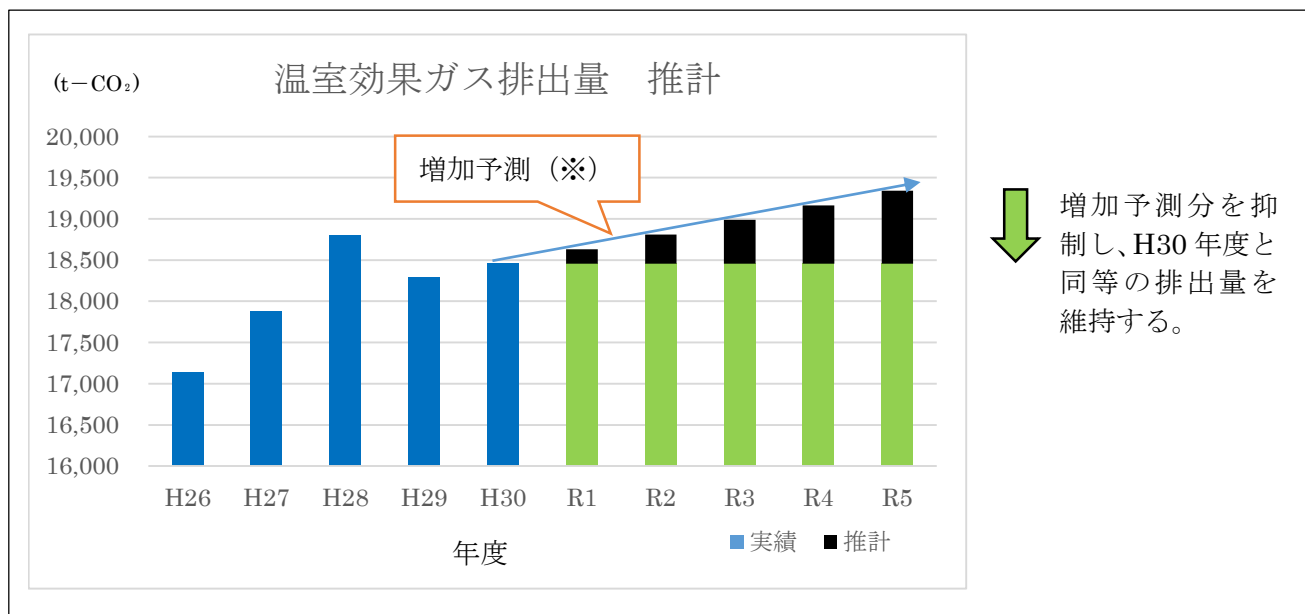
沖縄市役所における CO₂排出量は、前計画の初年度（H26）から最終年度（H30）にかけて増加傾向にあることから、今後も増加するものと想定されます。そのため、沖縄市では目標年度である令和5年度における削減目標を以下のとおり設定し、この目標を達成するため、約886 t-CO₂の排出量を削減する事とします。

基準年度 平成30年度
 計画年度 令和元年度～令和5年度
 削減目標 令和5年度(2023年度)のCO₂排出量が平成30年度(2018年度)と同量になるようにCO₂を削減します。

表7.削減目標と総排出削減量

年度	R1	R2	R3	R4	R5
温室効果ガス総排出量削減量	-177 t-CO ₂	-354 t-CO ₂	-532 t-CO ₂	-709 t-CO ₂	-886 t-CO ₂

図3.温室効果ガス総排出量の削減目標値



(※) 増加予測

前計画の基準年度（H25）と最終年度（H30）の排出量を比較し5年後の増加量を算出。その増加量を5で割った1年あたりの値から増加予測を算出した。なお、基準年度には対象としていなかった施設（H26以降に追加となった施設）については対象から外し、既存施設の排出量の比較から増加予測を算出している。

計画期間内のエネルギー使用量等で重点的に取り組む項目について、以下のとおり設定します。

重点項目の項目	措置の目標
I 省エネ	○ 電気使用量：平成 30 年度と同等とする。
	○ 重油、L P G 等使用量：平成 30 年度と同等とする。
	○ 公用車燃料（ガソリン・軽油）：平成 30 年度と同等とする。
II 省資源	○ 水道使用水量：平成 30 年度と同等とする。
	○ コピー用紙購入量：平成 30 年度と同等とする。
III グリーン購入	○ 紙類、文具類購入：グリーン購入適合品目を 90%以上

第4章 取り組みの方針と具体的事項

4-1 取り組みの方針

地球温暖化対策の目的達成のため、職員はこの計画の目標を達成するのみならず、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した取り組みの成果を家庭や地域でも率先して取り組むことを方針とします。

4-2 職場での取り組み

(1) 施設や物品の使用・管理に関する取り組み

①省エネ

- 冷房は運転期間を定め、温度管理（目標：27℃）を徹底する。
- 庁舎内で不要な冷暖房器具・冷蔵庫等を使用しない。
- パソコンやコピー機の省電力機能を活用する。
- 必要以上の照明は点灯しない。
- O A機器の設置台数や配置について最適化に努める。
- O A機器、照明器具等の電化製品の更新時は省エネ型を購入する。
- 断熱性能に優れた窓ガラス（二重ガラス等）を導入する。
- 高効率照明への買い換えを順次行う。
- 壁面緑化やグリーンカーテンなどを取り入れる。

②省資源

- 水の出しっぱなしなどせず、日常的に節水を心がける。
- 節水コマや節水型機器を導入する。
- 両面印刷や縮小レイアウトコピー等の機能を活用する。
- 用紙の裏面使用や使用済み封筒の再利用をする。
- 用紙の使用量を把握し、使用量の削減を図る。
- F A X送信票はできる限り省略する。
- 会議での封筒配布をできる限り行わない。
- 会議資料は簡素化し、既配布資料等については持参を義務付ける。
- 資料の電子化に努め、用紙使用量を削減する。
- 個人での資料保管は控え、資料は共有化する。

③ごみ減量

- 事務用品や物品は大切に使用し、節約に努める。
- 簡易包装や詰め替え製品を優先購入する。
- プリンタのトナーやインクカートリッジなどは納入業者回収を利用する。
- ごみは分別を徹底し、リサイクルに努める。
- イベント実施もごみの発生抑制等に努める。

(2) 公用車利用に関する取り組み

①燃料使用量の節減

- 公用車の使用をなるべく減らす。
- 目的地が近い場合などは相乗りに努める。
- アイドリングストップを実践する。
- 空ぶかし、急発進、急加速、急停車をやめ、適切な車間距離をとる。
- 速度を控えめにし、安全運転に努める。
- カーエアコンの利用は控えめにする。
- タイヤの空気圧調整など定期的に車を点検する。
- ガソリンの使用量と走行距離から燃費を把握する。

②低公害車の導入推進

- 公用車は、ハイブリッド車、低排出ガス車、低燃費車などを優先導入する。
- 公用車の入札は、購入価格及び環境性能を総合的に評価したグリーン契約に努める。

(3) グリーン購入に関する取り組み

①物品調達は、沖縄市グリーン購入基本方針に基づき実施する。

- 他の部署に余剰などがあるものは利用する。
- 余剰分は他の部署に提供する。
- 物品の調達数量は、必要最小限とする。
- 環境ラベルの表示のある物品を購入する。

②紙類や文具類は、調達目標の達成に努める。

環境ラベルの例：

					
エコマーク	国際エネルギー スタープログラム	グリーンマーク	PETボトル再 生推奨マーク	再生紙使用マーク	PCグリーンマーク
					
統一省エネ ラベル	省エネラベ リング制度	自動車の燃費 性能の評価及 び公表	低排出ガス 車認定 (H17 基準)	沖縄県リサイクル資材評価認定制度 沖縄県産リサイクル製品利用促進制度	

(4) 公共事業に関する取り組み

①施工前

- 事業の構想、計画段階から環境配慮設計に努める。
- 太陽光発電等の自然エネルギーの利用を促進する。
- 断熱、通風に配慮した省エネルギー型建築物を導入する。
- 省エネルギー型の空調システム、照明機器を採用する。
- グリーン契約の導入に努める。
- 工事発注は、再生アスファルトやリサイクル資材の使用に努める。

②施工後

- 植栽や屋上緑化・壁面緑化等を取り入れ、緑化保全に努める。
- ESCO 事業等の効果的な導入を図る。

(5) 職員一人ひとりの取り組み

- 日常的に節水を心がける。
- 洗剤の使用量を少なくする。
- 不要なレジ袋や割り箸は断り、マイバッグ、マイ箸、マイカップを使用する。
- 公用車や自家用車の使用を減らす。
- アイドリングストップを行い、エコドライブを実践する。
- 昼休みや終業後、必要以外の照明は消灯する。
- パソコンの省電力機能を活用する。
- 業務終了後は、OA機器の主要電源を切る。
- 電化製品はこまめに電源を切り、長時間使わない場合はコンセントを抜く。
- 夏季はサマーウェアやかりゆしウェアなどで軽装に努める。
- 省エネや3Rを意識し、行動する。
- 温暖化や気候変動に関する情報収集に努める。

4-3 家庭での取り組み

(1) 家庭内での取り組み

① 省エネ

- 自家用車の使用を減らし、バスや自転車を利用する。
- アイドリングストップを行い、エコドライブを実践する。
- 冷房の温度をこれまでより 1℃高い設定を心がける。
- テレビ番組は選んで視聴し、利用時間を減らす。
- 炊飯器の保温は止める。
- 長時間使わない電化製品はコンセントを抜く。
- 家電製品を買い換えるときは待機電力や使用電力の少ないものを選ぶ。
- 家族が同じ部屋で団らんし、照明やエアコンの使用数を減らす。

② 省資源

- 物を大切に扱い、長期使用する。
- 風呂の残り湯などを有効利用し、水道使用量を減らす。

③ ゴミ減量

- 簡易包装や詰め替え製品を優先購入する。
- マイバッグを持参し、過剰包装やレジ袋を断る。
- マイ箸、マイカップを持参し、割り箸、紙コップの使用を減らす。
- イベント実施もごみの発生抑制等に努める。
- ごみは分別を徹底し、リサイクルに努める。

④ その他

- 省エネや3Rを意識し、行動する。
- グリーンカーテン、屋上緑化、壁面緑化などを取り入れる。
- 職場での取り組みを家庭でも実践してエコライフに努める。

(2) 地域での取り組み

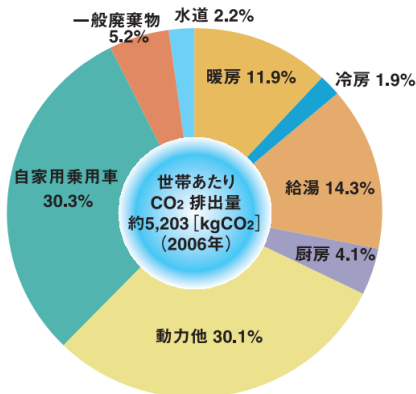
- 自宅周辺や身の回りで緑化を推進する。
- 地域の環境活動に参加する。
- 職場や家庭内での取り組みを地域に広げる。

私たちができること

—うちエコ！アクション①—

現在、国民1人あたりが家庭から排出する二酸化炭素は1日平均で約6 kg。
自分にできることからひとつひとつ、取組を積み重ねて二酸化炭素の排出量を減らしましょう。

家庭からの二酸化炭素排出量



出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2006年度)」
(2008.7.9発表)

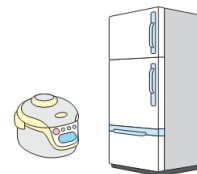
お風呂／トイレで



- シャワーの利用時間を1日1分短くする **74g**
- 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす **7g**
- 入浴は間隔をあげずに行う **86g**
- 使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める **15g**

キッチンで

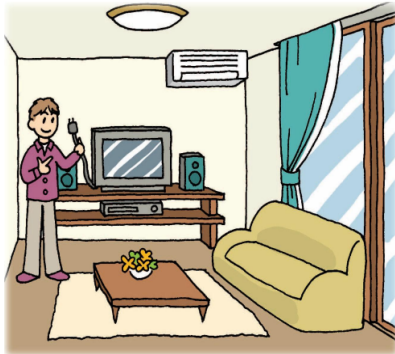
- 炊飯器の保温をやめる **37g**
- ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように調節する **5g**
- 冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない **18g**
- 冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する **19g**



※数字は1人1日あたりのCO₂削減量
出典：チーム・マイナス6% (環境省) HP
めざせ! 1人1日1kgCO₂削減「私のチャレンジ宣言」より

リビングで

- テレビを見ないときは消す **13g**
- 1日1時間パソコンの利用を減らす (デスクトップ型パソコン) **13g**
- 主電源をこまめに切って待機電力を節約 **65g**
- 夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。 **83g**
- 冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。 **96g**



全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

13

出典：環境省「地球温暖化パネル」

私たちができること

—うちエコ！アクション②—

ものを買うときは、必要なものを必要な量だけ、が原則ですが、
購入するときには出来るだけ環境によいものを選びましょう。

① 買い物袋を持ち歩く。



② 包装の少ないものを選ぶ。



③ 洗剤などは、中身の詰め替えができるものを選ぶ。



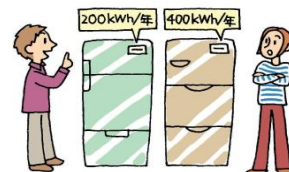
④ 電球が切れた場合には、電球形蛍光灯に取り替える。



⑤ 繰り返し使えるリターナブル瓶を使う。



⑥ エネルギー効率の良い家電製品を選ぶ。



⑦ 燃費の良い車を選ぶ。



⑧ リサイクル商品を購入する。



⑨ 買い物には、鉄道や自転車を利用したり、歩いて行く。



環境に配慮した製品についているマークを参考に、
グリーン購入を心がけましょう。



エコマーク

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた文具などの商品につけられています。



省エネ性マーク

省エネ基準を満たしたエアコン、蛍光灯器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気洗濯機、電子計量機、磁気ディスク装置についての。緑色のラベルは省エネ基準達成率100%以上の製品。



国際エネルギースターマーク

待機時消費電力に関する基準を満たしたコンピュータ、プリンタ、FAX、コピーなど8つのOA機器についての。



グリーンマーク

トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなど古紙を規定の割合以上利用した製品についての。



統一省エネラベル

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>



④

出典：環境省「地球温暖化パネル」

第5章 計画の推進と点検・評価・公表

5-1 推進の方針

沖縄市役所全体が主体的・積極的に取り組むことを方針とする。このため、沖縄市地球温暖化防止実行計画推進統括者（以下、「推進統括者」という。）、沖縄市地球温暖化防止実行計画推進本部（以下、「推進本部」という。）、沖縄市地球温暖化防止実行計画部会（以下、「部会」という。）を組織する。

5-2 推進体制と役割

(1) 推進統括者

- ① 地球温暖化対策を推進するため、推進統括者を置く。推進統括者は市長とする。
- ② 実行計画の策定及び改廃の決定、実行計画に関する基本事項及び必要事項の決定並びに推進について統括する。
- ③ 実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表する。

(2) 推進本部

- ① 事務事業で実行計画を推進するため、推進本部を置く。推進本部は、副市長を本部長とし、教育長、水道局長、各部の長、会計管理者、消防本部長、教育部長、指導部長、水道部長^{※5}及び議会事務局長等で構成する。
- ② 実行計画の策定及び改廃に関して協議を行う。
- ③ 実行計画の推進及び進行管理に関して協議し、部会へ指示を行う。
- ④ 実施状況や検討事項について審議する。
- ⑤ 実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表する内容の確認を行う。
- ⑥ 庶務担当は市民部環境課に置く。

(3) 部会

- ① 推進本部を補佐し、実行計画の推進等に関して協議及び調整するため、各部に部会を置く。部会は、各部の次長を部会長とし、部内の各所属長等で構成する。
- ② 実行計画の実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策を検討して、推進本部へ報告する。
- ③ 推進本部の指示を受け、職員に対して指示や情報提供などを行う。
- ④ 庶務担当は各部筆頭課等に置く。

(4) 全職員

- ① 職員は、実行計画の目標達成に向けて積極的に行動する。

※5 令和2年度より「上下水道部長」に名称変更。

5-3 計画推進の流れ

実行計画の推進を図るため、下のようなPDCA（Plan=計画、Do=実施、Check=点検、Action=改善）サイクルを構築する。

(1) 計画 (Plan)

① 推進統括者は計画の決定及び変更を行い、推進本部に対して実行の指示を行う。

(2) 実施 (Do)

- ① 全職員が目標達成に向け創意工夫を凝らし、自主的、積極的に行動する。
- ② 各所属長は、実施状況等を報告書にまとめ各部会に報告する。

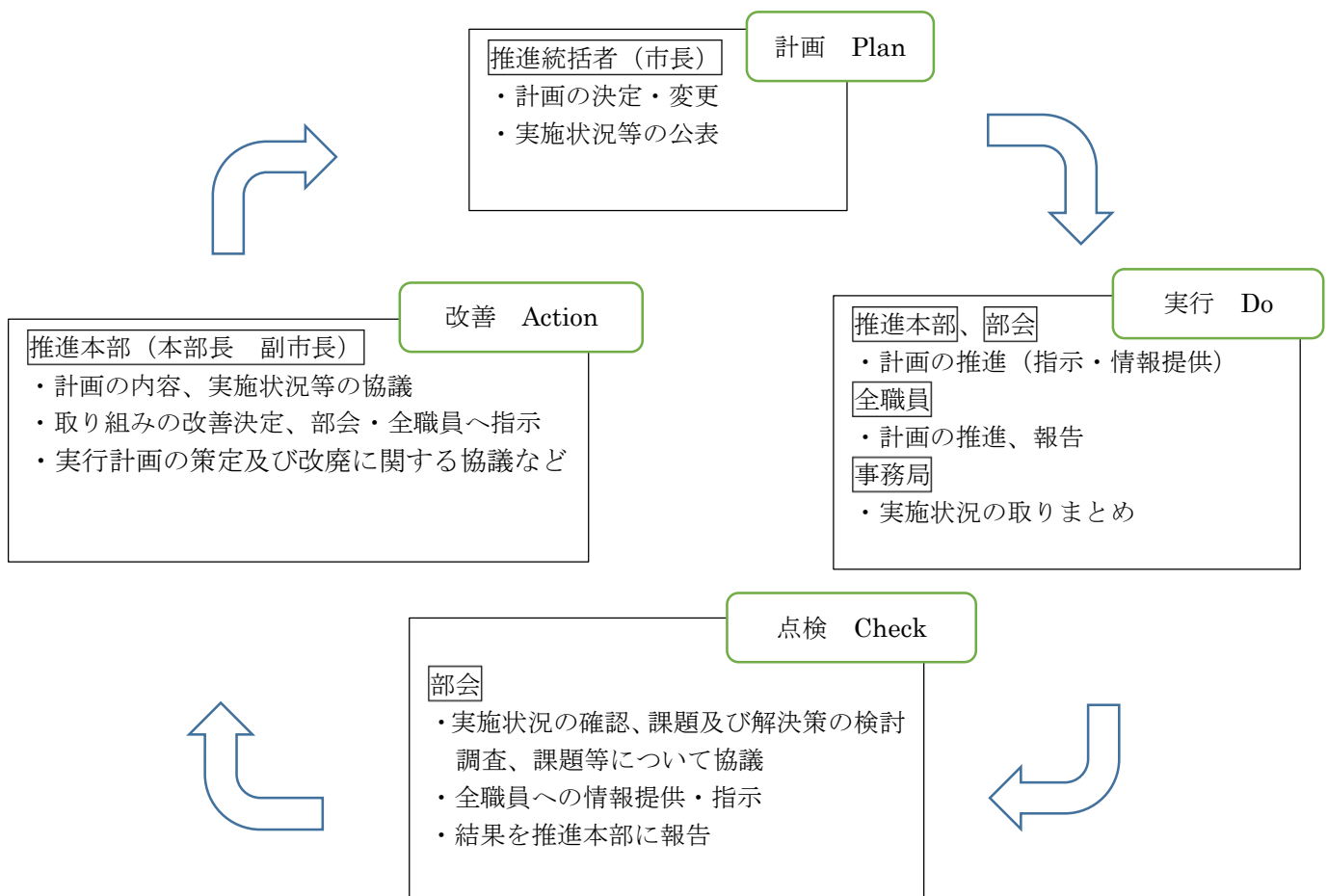
(3) 点検 (Check)

① 部会は、各所属長の報告により実施状況を確認し、課題及び解決策を検討し、結果を推進本部に報告する。

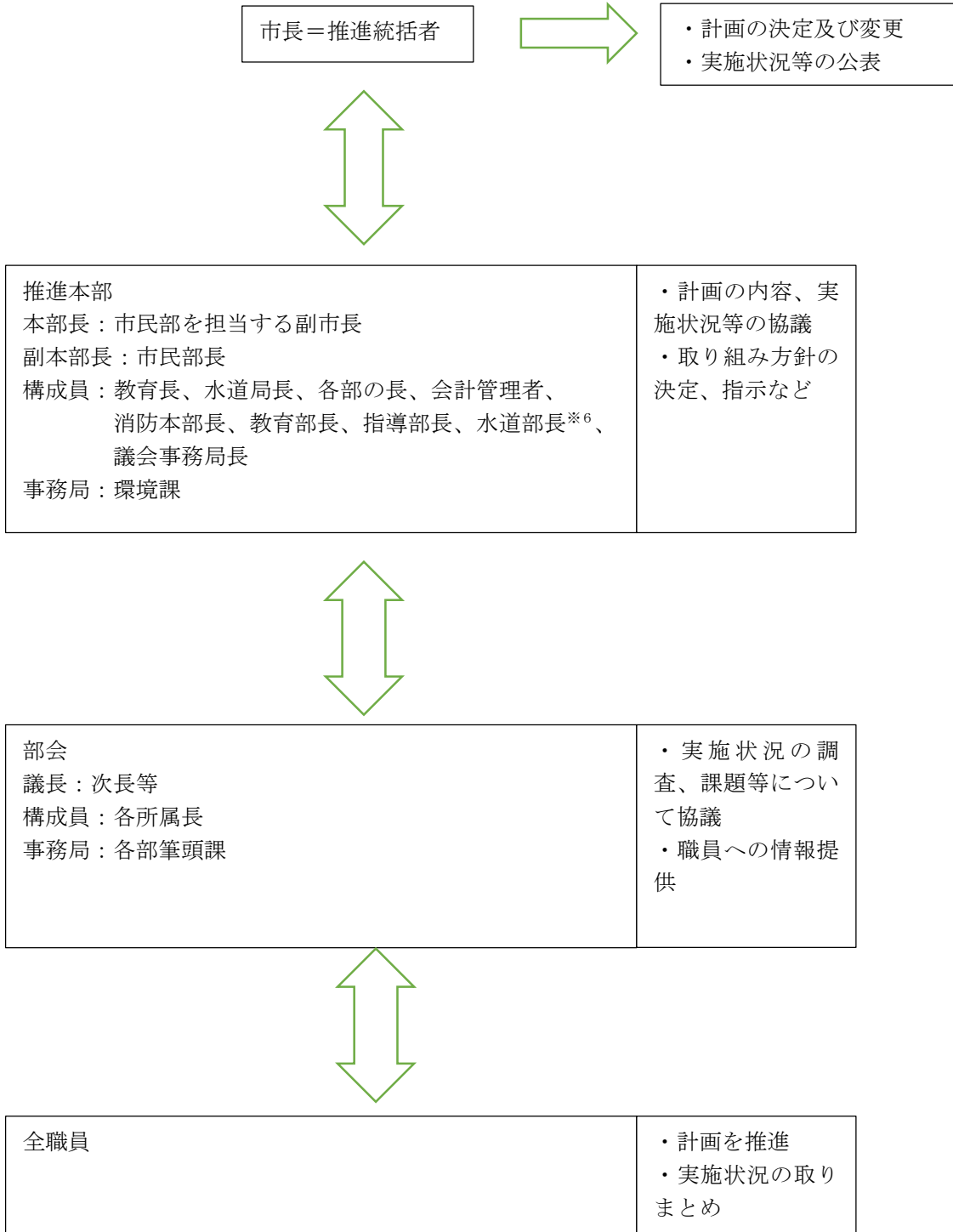
(4) 改善 (Action)

① 推進本部は、部会の報告・提案等を審議し、取り組みの改善を行う。

PDCAサイクル



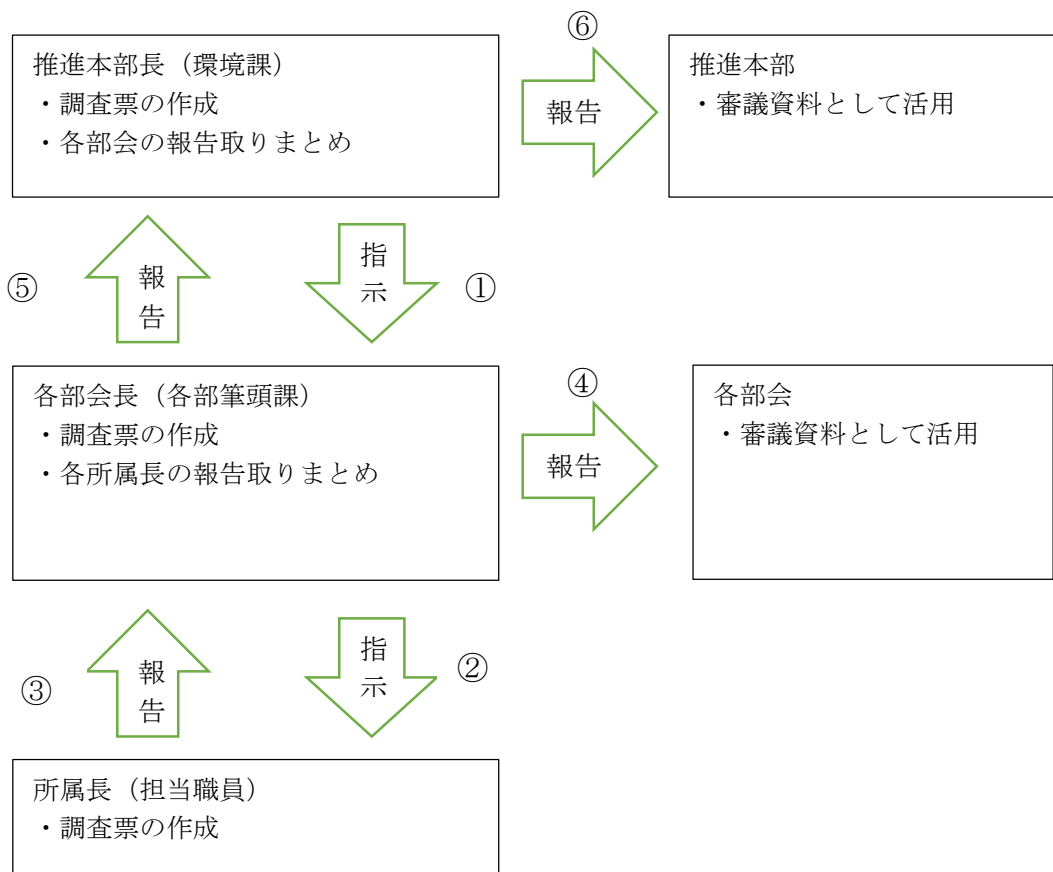
実行計画推進組織図



※6 令和2年度より「上下水道部長」に名称変更。

5-4 実施状況等の調査・集計の流れ

- ① 推進本部長は、実行計画の実施状況及び改善等に必要調査を実施するため、各部長に指示する。
- ② 部長は、指示に基づき各所属長に調査を指示する。
- ③ 所属長は、調査票を作成し、部長へ報告する。
- ④ 部長は、各所属長の調査票の取りまとめ、本部へ報告する。
- ⑤ 部長は、推進本部長へ報告する。
- ⑥ 環境課は、各部長の報告を取りまとめ、推進本部へ報告する。



5-5 職員に対する意識啓発等

- ① 各部長は、職員の意識啓発を図るため研修等を実施する。
- ② 環境課は、取り組み事例などについて周知する。

5-6 計画の実施状況の公表

- ① 推進統括者は、実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表する。
- ② 公表の方法は、市のホームページ等で行う。

5-7 各所管課の役割

(1) 各部局の筆頭課等

- ① 部会における庶務を行う。
- ② 部会の計画の実施状況を調査する。

(2) 物品等の集中調達所管課等

・・・《総務課・契約管財課・環境課等》

- ① 環境配慮製品等の調達の推進を図るため「沖縄市グリーン購入基本方針」を各部局等へ周知する。
- ② 契約物品単価表に環境配慮製品を示し、各部局等へ周知する。
- ③ ファイリング用品等の再使用を徹底し、効率的な物品調達を図る。

(3) 庁舎等の管理所管課

・・・《契約管財課・各施設管理担当課》

- ① 照明、空調、その他設備・機器等の管理は、環境の配慮に努め、適切に行う。
- ② 省エネ機器の導入や転換を進める。
- ③ 庁舎内の家電製品については、撤去を含めて適正に管理する。
- ④ 廃棄物の減量やリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底する。

(4) 文書管理システム、情報システムの管理所管課

・・・《総務課・情報推進課》

- ① 省エネタイプのパソコンや周辺機器等の導入を推進し、電気使用量の削減を図る。
- ② 両面印刷や縮小印刷が可能なプリンタや印刷機の導入、庁内ネットワーク等の整備を推進し、コピー用紙使用量の削減等を図る。

(5) 職員の研修及び庁内組織の所管課

・・・《人事課・行政改革課》

- ① 事務能力向上等の研修を行う。
- ② 組織体制の効率化・適正化により、時間外勤務等の短縮を図る。

(6) 公共工事及び市公共施設の設計等を所管する課

・・・《契約管財課・建設部各課・教育委員会施設課等》

- ① 公共施設の整備等に伴う資材関連の再資源化を促進する。
- ② 公共施設の設計にあたっては、環境配慮製品や省エネ機器の導入に努める。また、太陽光発電施設など自然エネルギーの導入に努める。

(7) 市予算を統括する課

・・・《財政課・政策企画課》

- ① 予算の編成や執行の方針決定にあたっては、環境配慮製品の購入及び環境配慮型公共施設整備等を考慮する。

(8) 環境課

- ① 実行計画に関する事務を処理する。
- ② 実行計画を市役所全体に周知する。
- ③ 推進本部及び各部会による点検・評価等を経て、実績報告書を作成する。
- ④ その他実行計画の推進に関して必要な調査等を行う。